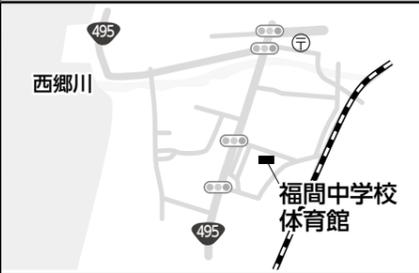
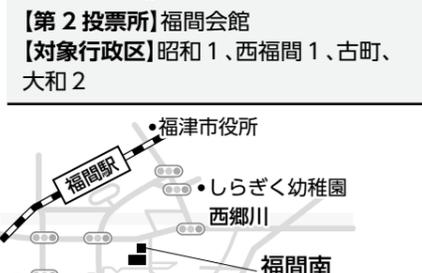
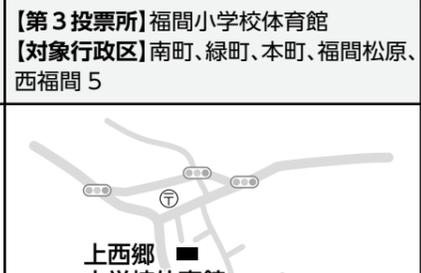
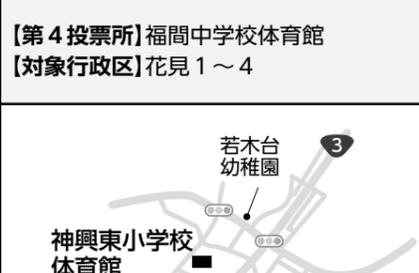
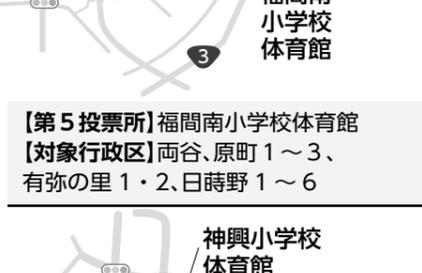
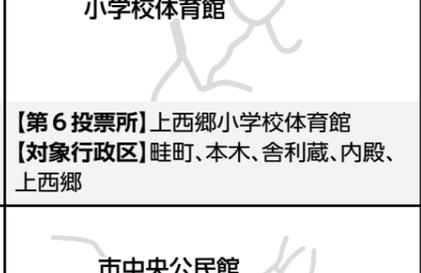
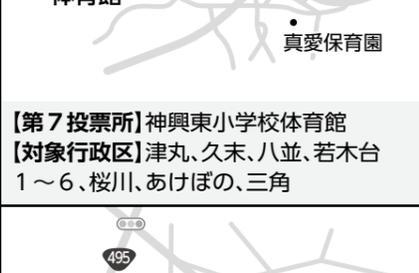
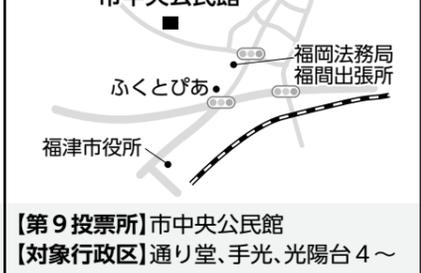
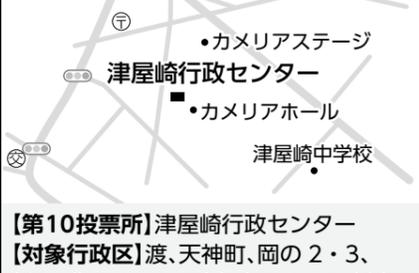


4月7日(日) 投票所のご案内

選挙当日の投票時間 **7:00 ~ 20:00**

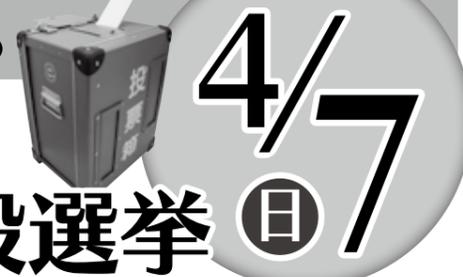
投票所は、行政区によって決まっています。お手元に届く入場券をご覧になり、この地図と併せてご確認ください。

問い合わせ 市選挙管理委員会(市総務課内) ☎43・8196

 <p>【第2投票所】 福間会館 【対象行政区】 昭和1、西福間1、古町、大和2</p>	 <p>【第3投票所】 福間小学校体育館 【対象行政区】 南町、緑町、本町、福間松原、西福間5</p>	 <p>【第4投票所】 福間中学校体育館 【対象行政区】 花見1~4</p>
 <p>【第5投票所】 福間南小学校体育館 【対象行政区】 両谷、原町1~3、有弥の里1・2、日蔭野1~6</p>	 <p>【第6投票所】 上西郷小学校体育館 【対象行政区】 畦町、本木、舍利蔵、内殿、上西郷</p>	 <p>【第7投票所】 神興東小学校体育館 【対象行政区】 津丸、久末、八並、若木台1~6、桜川、あけぼの、三角</p>
 <p>【第8投票所】 神興小学校体育館 【対象行政区】 冠、小竹、東福間1~11、高平</p>	 <p>【第9投票所】 市中央公民館 【対象行政区】 通り堂、手光、光陽台4~6</p>	 <p>【第10投票所】 津屋崎行政センター 【対象行政区】 渡、天神町、岡の2・3、新町、北の1・2、堅川、東町1・2、新東区</p>
 <p>【第11投票所】 津屋崎小学校多目的ホール 【対象行政区】 在自、須多田、大石、生家、梅津、未広、新成区、五反田、星ヶ丘</p>	 <p>【第12投票所】 宮司公民館 【対象行政区】 善福、の岡、宮司1~3、宮司西、宮司ヶ丘</p>	 <p>【第13投票所】 勝浦小学校音楽教室 【対象行政区】 奴山、桂区、西東、勝浦浜、勝浦松原、塩浜</p>

投票は未来の自分への意思表示。

福岡県知事選挙および福岡県議会議員一般選挙



4月7日(日)は、福岡県知事選挙および福岡県議会議員一般選挙の投票日です。

投票できる人

次の①と②の両方を満たす人。

- ①平成13年4月8日までに生まれた人
- ②平成30年12月28日以前から福津市に引き続き居住し、住民登録をしている人で、市の選挙人名簿に登録されている人

◆県内で住所を移した人
県内の市町村の選挙人名簿に登録されている人が、引き続き県内の他の市町村に住所を移し、まだ新住所の選挙人名簿に登録されていない場合は、旧住所地で投票することができます。新住所地の選挙管理委員会に確認ください。

投票所入場券を郵送します

投票できる人には、入場券を郵送します。入場券には、投票所の場所を記載しています。入場券が届かない、もしくは、紛失した場合、名前、住所、生年月日を確認させて

いただき、選挙人名簿に登録されている場合は投票できます。投票当日は居住している地域の投票所に、期日前投票をするときは期日前投票所の係員に申し出てください。

期日前・不在者投票

投票日に仕事や旅行、入院などで投票所に行けない人は、次の投票期間内に期日前投票、または不在者投票をすることができます。

◆投票期間

県知事選挙と県議会議員一般選挙の投票期間が異なりますのでご注意ください。

【県知事選挙】

3月22日(金) ~ 4月6日(土)

※ただし、平成30年12月21日から平成30年12月28日までに転入を届け出た人は、3月28日以降しか投票できません

【県議会議員一般選挙】

3月30日(土) ~ 4月6日(土)

◆時間

午前8時30分 ~ 午後8時(土曜、日曜日でもできます)

◆場所

○市役所別館大ホール、津屋

崎行政センター大会議室

投票所入場券を持参してください。裏面の「期日前投票請求書・宣誓書」を事前に書いておくと、受付が早く済み

ます。

○出張、旅行先

市公式ホームページに掲載している「期日前(不在者)投票請求書・宣誓書」で、投票用紙を請求してください(投票所入場券の裏面ではありませんのでご注意ください)。

○病院などの県選挙管理委員会が指定した施設

入院中で歩行が困難な人は、病院長などに申し出てください。病院などで投票できます。

郵便による投票

身体に重度の障がいがある人や介護を必要とする人などで、投票日に投票所での投票が困難な人は、郵便による投票ができます。ただし、事前の登録が必要です。詳しくは市選挙管理委員会へお問い合わせください。

代理投票

身体の障がいなどで文字が書けない人は投票所の係員に申し出てください。係員があなたに代わって投票用紙に入します。

点字投票

目が不自由な人は、点字で投票ができます。遠慮なく投票所の係員に申し出てください。

期日前投票にふくつミニバスを利用すると運賃が無料に

〔行き〕乗車する時に投票所入場券を運転手に見せて、チケットを受けてください。

〔帰り〕投票所の受付にふくつミニバスに乗って帰る旨を申し出てください。チケットを渡します。※日曜日は運休です

問い合わせ 市選挙管理委員会 ☎43・8196